

審査請求人 加 治 政 広
処 分 庁 愛媛県中予地方局長 岡本靖

反論書補充書

2011年12月26日

愛媛県知事 中村 広 殿

〒790-0001

松山市一番町1丁目14-10 井手ビル5階

松山あゆみ法律事務所（送達場所）

電 話 089（993）8593

FAX 089（993）8594

審査請求人加治政広代理人

弁 護 士 江 野 尻 正 明

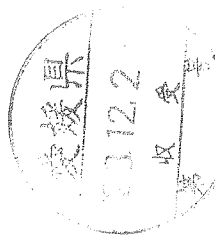


第1 弁明書に対する求釈明

1 3（2）について

（1） 処分庁は、地域福祉課「と松前町とで、本件審査請求人に対し本件保護申請を取り下げた上、適正な申請内容の申請を行うよう指導を続けていた」と主張する。ここにいう「指導」の法的根拠は何か。

生活保護法（以下「法」という）上、指導とは27条に定めるものその他、稟聞にしてその根拠規定を承知していないところ、同条の指導は「被保護者に対して」なされるものであり、審査請求人は被保護者ではないのであるから、この条文はその根拠とならない。



(2) 処分庁は、「本件保護申請を取下げ」することも指導の内容として主張していると考えるところ、保護申請取下げとはどのような法的根拠に基づくもので、どのような法的性質を持つ手続であるのか明らかにされたい。

2 3 (2) について

処分庁は「本件保護申請に対し、申請を受け付けてから30日以内に生活保護法（引用略）第24条第1項の通知をして」いないことを認めている。これは法の性質に鑑みれば法の根幹を揺るがしかねない手続違背であるところ、なお、『本件審査請求を棄却する。』との裁決を求める』のは、いかなる法的根拠に基づくものであるか明らかにされたい。

なお、弁明書5(1)については後述する。

3 4 (2) について

(1) ①について

処分庁は、本件保護申請内容と世帯の実態との間に食い違いがあることを本件保護申請取下げ指導（その法的根拠については第1の1(1)記載のとおり、審査請求人として了承しているものではない。以下同じ）をしたとするが、保護申請内容と世帯の実態との間に食い違うことがあることが、「本件保護申請取下げ指導」の理由となることの法的根拠を明らかにされたい。

(2) ②について

ア 処分庁は、審査請求人が本件保護申請書に収入月額を金128,615円とし、これが後述の保護基準を上回っているとするが、その収入から生活保護法上、収入認定から除外すべきものがあるか否かについて検討をしたか否か、したのであれば除外すべきものがあるか否かの判断の如何。

イ 処分庁は、審査請求人の保護基準額を月額（審査請求人による補充）金 100,680円とするところ、その算出方法を明らかにされたい。

特に、地代、生活保護の障害者加算他人介護料または百歩譲って家族介護料及び紙おむつ代等を算入したか否か、仮に算入していないのであれば、その理由を明らかにされたい。

なお、この点、反論書6（イ）参照。

（3） 処分庁は、①で審査請求人をその母親との2人世帯と認定しつつ、②の最低生活費の算出に当たっては単身世帯と認定してとしか解し得ない。処分庁は、本件保護申請につき、審査請求人とその母親との2人世帯としての保護の可否についての検討をしたか否か、したのであればその内容及びその結果の如何。

（4） 処分庁は、仮に審査請求人が親子2人世帯だとして、その世帯分離の可否についての検討をしたか否か、したのであればその内容及びその結果如何。

4 4（3）について

（1） 処分庁は、松前町から本件審査請求人に電話連絡をしたとあるが、本件審査請求人自身が直接に電話を受けることは不可能である。ただし、審査請求人は、電話の受話器を介助者が審査請求人の耳及び口に近づければ電話による会話は可能である。具体的に、松前町の誰が、審査請求人方に電話をかけ、それを誰が受けて、どのようなやりとりで本件保護申請を取り下げるよう話したのかを明らかにされたい。

（2） 処分庁は、松前町から審査請求人に電話連絡により、本件保護申請

を取り下げた上、親子2人世帯での保護申請書を出し直すよう伝えたとするが、この松前町の行為は法的にどのような根拠のある手続であるか明らかにされたい。また、仮に処分庁が審査請求人について親子2人世帯と認めたとして、本件保護申請で親子2人世帯での申請と取り扱わなかった理由を明らかにされたい。ちなみに、生活保護の申請は、要保護者が生活保護を受給したい旨の申請について補正すべき箇所があればその旨申請者に通知して補正の機会を与えなければならぬ（法7条、小山進次郎「生活保護法の解釈と運用（復刻版）」中央社会福祉協議会2004年166頁）のであって、処分庁が審査請求人に補正の機会を与えずに、取下げを指導したことの法的根拠を問うているものである。

(3) 行政手続法7条では「申請が（中略）到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと（中略）その他法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならぬ」とあるところ、処分庁が、本件保護申請の審査を開始しなかった法的根拠は何であることを明らかにされたい。

5 4 (5) について

処分庁は、2011年9月30日に、本件保護申請が取り下げられていないことを認識した旨主張している。仮にそうであれば、その時点で、保健保護申請に対する決定をなすべき期間（法24条3項）を大幅に徒過していることは明かであったところ、処分庁はこれを認識した時点でどのような手続を取ったのかまたは手続を取っていないのであればその理由を明らかにされ

たい。

6 4 (6) について

処分庁は同年10月6日、審査請求人の母親に対して、資産活用について説明したと主張する。百歩譲って、審査請求人が母親との2人世帯であると、処分庁が主張する「母親が実家から相続した資産を有する」ことを前提としても、これは同人所有の不動産を指し、「母親に対し資産活用について説明した」とは、その売却を「指導」（法27条によるものではない）したことであると思われる。しかしながら、処分庁は、売却代金が現実に母親に交付されるまでは現実に十分な収入がない（弁明書5（1）エ参照）ことを認識していたかまたはこの時点において既に容易に認識し得た。しかるに、親子2人世帯での生活保護開始を検討したか否か、検討したのであればその内容と結果は如何。

7 4 (7) について

処分庁は、5で指摘したように本件保護申請に対する決定期間を徒過を認識した後、本件保護申請に関する手続として同月13日の家庭訪問、同月26日の母親への電話連絡をしたことを主張しているが、期限徒過後のこれらの手続の法的根拠を明らかにされたい。

8 4 (8) について

処分庁の同年11月8日の行為及び同月14日の行為については前項同様の法的根拠を明らかにされたい。

処分庁は、同日、審査請求人の「母親が資産活用を拒否」したとする。審査請求人の理解では、処分庁のいう資産活用は審査請求人の母親所有不動産の売却をさすところ（反論書6（カ）参照）、6で指摘したように、処分庁

は、審査請求人の母親が不動産売却代金を受領するまでの生活費については
同手当をするつもりであったのか明らかにされたい。

処分庁は審査請求人が本件保護申請の取下げに応じなかったこと（文脈か
らは取下げに応じなかった主体は審査請求人の母親のように読めるが法論理
的にあり得ない）を本件保護申請却下の理由とするが、処分庁は保護申請者
に処分庁の「指導」（法27条によるものではない）にしたがって保護を取
り下げる法的義務があると考えているのか、仮にそうであるならばその根拠
を明らかにされたい。はたまた、法的義務がないとすれば、取下げをしな
かったことが何故本件生活保護申請の却下の理由となるのか法的説明をされ
たい。

9 5 (2) について

(1) 処分庁は第1文で「親子2人世帯で申請すれば保護が認められる可
能性があった」とするところ、本件生活保護申請によって、親子2人世帯
として保護開始決定をしなかった理由を明らかにされたい。

(2) 処分庁は第5文で審査請求人とその母親が指導に応じなかったとす
るが、その指導の法的意味合いについては既に5及び7で求めた釈明と同
じである。ただし、ここで、処分庁のいう「指導」が審査請求人の母親ま
でも対象とする法的根拠を明らかにされたい。

第2 弁明書の4について

1 (1) について

反論書4記載のとおり、認める。

2 (2) について

不知。ただし、審査請求人の認識については反論書6（オ）記載のとおりである。

3 （3）について

不知。なお、事実関係については、第1の4（1）の、法的評価については同（2）の釈明を待ってさらなる反論をする。

4 （4）について

審査請求人が、2011年9月30日、松前町に対して面接実施の要請をした事実については認め、その余は不知。

5 （5）について

不知。

6 （6）について

事実については概ね認める。

7 （7）について

処分庁主張の同年10月13日の「家庭訪問」の内容については反論書4第3段落記載のとおり。

その余の外形的事実は認める。

ただし、これらが法にいう指導であることは争う。

8 （8）について

第1文は認める。

第2文については外形的事実は認め、法的意味合いは争う。第1の8参照。

処分庁は審査請求人の「母親が資産活用を拒否」したところ、法上、資産活用が求められるのは、被保護者ないし要保護者の属する世帯の構成員のみである。何となれば、法4条1項の主語は「生活に困窮する者」であり、同条2項の民法上の扶養義務者は同条1項の主語ではないからである。また、同条2項の民法上の扶養義務者による扶助はその居住用所有不動産の売却まで求めるものではない。したがって、処分庁のいう「母親は、資産活用を拒否」したことは、生活保護支給決定に法的に何の関係もないものである。

第3 弁明書の5について

1 柱書について 争う。

2 (1) について

(1) 全体について

処分庁は「審査請求人の単身世帯としての申請であるが、(中略)母親との2人世帯であると認められ、実態と相違する申請」であることが、「却下を免れないものであ」と主張する。

この点の事実については否認し、評価については、既に第1の4(2)で触れたとおりである。

(2) アについて

処分庁の主張する「生活実態は従前のとおり」というのが本件生活保護申請時を指すのであれば否認する。仮に、本件生活保護申請時以前のことであれば本件とは無関係である。殊に、本件生活保護申請時には「元夫」は死亡しており、製パン業は廃業していた。

(3) イについて

冒頭から平成23年4月1日に父親が死亡したまでは認め、その余は否認する。

(4) ウについて

処分庁が主張する審査請求人の「発言」がいつ、誰に対してなされたものであるかの記載がないことから、認否不能。

(5) エについて

認める。

(6) 結語について

処分庁は本件生活保護申請に対して保護を認めなかったことについては、何ら誤りはないとの主張をするが、法定の手続を守っていないことに触れず、結果の妥当性（それ自体争うものであるが）を主張するのは、法治国家の行政機関として、あり得ない主張である。この点、反論書6（ア）参照（なお、同第2段落末尾の文「違法操作」は「違法捜査」の誤記であるので訂正する）。念のため、この主張をなお維持されるか否か、再度確認を求める。

3 (2) について

第1段落第1文の事実は不知。処分庁のいう「指導」の法的意味合いについては、第1の1（1）の釈明を待つ。

同段落第2文の冒頭から「ことから」までは、「当時」がいつを指すのか特定されていないため認否不能。ただし、「当時」がいずれの時点であるかにかかわらず、処分庁が松前町との協議によりこの指導を同町に任せたことは不知。なお、この点、審査請求人の処分庁の弁明書での主張を見ての認識は反

論書4第2段落記載のとおり。「本件審査請求人はこれに応じず」から末尾までは認める。審査請求人は稟聞にして、生活保護申請者が処分庁（ないしその窓口となる地方自治体）の「指導」（繰り返すが法27条によるものではない）にしたがって保護申請を取り下げなければならぬ法的義務があるとは知らない。

同段落第3文の事実は不知。ただし、審査請求人は、処分庁が松前町との「コミュニケーション不足」を認めていることは自白と認識する。

同段落第4文の事実も不知。ただし、処分庁主張のような取り扱いが出来る法的根拠については、第1の5及び7の釈明を待つ。

同段落第5文の事実も不知。評価については、第1の9記載の釈明を待つ他、仮に、処分庁のいう「指導」が審査請求人の母親に及ぶのであれば、処分庁は本件生活保護申請が審査請求人及びその母親の2人世帯とみていたにもかかわらず、弁明書4(2)②の理由では生活保護却下決定をするために十分な調査を行わずに却下したのではないかとの疑念がぬぐえない。

第2段落については、第3の2(6)と同じく、行政機関が、生存権すなわち人の命に関わる手続について、ここになされた主張を本気で維持されるのか再度確認を求める。

第4 本件審査請求の審理について

本書面（反論書補充書）を作成した弁護士江野尻正明（以下「小職」という）は、本件審査請求の審理において、口頭意見陳述終了後、本件審査請求提起から1ヶ月以上経過した後、すなわち、審査請求の裁決をすべき期間（法64条1項）が残り10日あまりとなって初めて本件審査請求手続を受任し、法律家として関与したものである。小職としては、本件弁明書を見ても、本書面第1記載の求釈明をしないと、本件生活保護申請に対する却下決定が法24条3項、しかもその但書の例外的・限定的に認められる期間を大きく超過してなされたのかその理由

が全く理解ができないものである。

また、本件審査請求の判断資料として処分庁から提出されている疎明資料については、反論書（小職が代理人となる前に作成されたもの）6（ウ）及び（エ）に記載されている問題があるのみで、本件生活保護申請についてその内容を判断するに足りるものも、その手続を判断するに足りるものも待ってく不足している。このため、本書面と同時に物件提出要求をしているところである。

しかしながら、現段階で、法64条1項記載の期間が迫っていること、これを徒過すれば、審査請求人の生存権すなわち人の命が脅かされることから、審査庁においては、一方で、処分庁に対し釈明及び物件提出を求めつつも、他方で、手続及び内容の両面において明らかに違法な本件生活保護申請却下決定を取り消す裁決を速やかになされることを希望するものである。

添 付 書 類

1 委任状

1 通

以 上